

独立した第三者保証報告書

2023 年 8 月 25 日

日本製鉄株式会社
代表取締役社長
橋本 英二 殿

日本検査キューエイ株式会社
東京都中央区入船二丁目 1 番 1 号
代表取締役社長 菅野 良一

当社は、日本製鉄株式会社（以下「会社」という）との契約に基づき、会社が実施した NSCarbolex® Neutral 製品に係るプロジェクトによる GHG 排出削減量の算定及び本報告書の適用基準に示すマスバランス法を活用した当該 GHG 排出削減量の NSCarbolex® Neutral 製品への割当について限定的保証業務を実施した。

1. 結論

当社が実施した手続き及び当社が入手した証拠に基づいて、会社が実施した NSCarbolex® Neutral 製品に係るプロジェクトによる GHG 排出削減量の算定及びマスバランス法を活用した当該 GHG 排出削減量の NSCarbolex® Neutral 製品への割当について、すべての重要な点において、GHG 排出削減量が適用基準に準拠して算定されていないことを示す事項、また、マスバランス法を活用した当該 GHG 排出削減量の製品への割当が適用基準に準拠して運用されていないことを示す事項は、いずれも認められなかった。

当社の見解として、NSCarbolex® Neutral 製品を購入し、会社が発行する証明書の宛名に記載されている需要家は、NSCarbolex® Neutral 製品に割り当てられた GHG 排出削減量の合計量を、「GHG プロトコル 企業のバリューチェーン（スコープ3）算定と報告の標準」（WRI/WBCSD Greenhouse Gas Protocol for Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard）に従って、需要家が算定する Scope 3 排出量からの控除として報告することができる。

この結論は、後述する当社の責任を条件とする本保証報告書の内容に依拠するものである。

2. 保証対象

保証対象は、日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所広畑地区（以下「広畑地区」という）での SMP 製法から電炉製法への転換プロジェクトに伴う GHG 排出削減量及びマスバランス法を活用した当該 GHG 排出削減量の NSCarbolex® Neutral 製品への割当に係る運用の適切性である。保証対象となる GHG 排出削減量は以下の通りである。

- ・ GHG 排出削減量：SMP 製法での GHG 排出量（ベースラインとなる before 排出量）及び電炉製法での GHG 排出量（プロジェクトによる after 排出量）の差異：47,145t- CO₂eq（対象期間は 2022 年 10 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日）

3. 適用基準

当社は、プロジェクトの妥当性確認・削減実績検証及びマスバランス法を活用した GHG 排出削減量の NSCarbolex® Neutral 製品への割当に係る運用の適切性の検証を、本プロジェクトに適用される以下の基準に従って実施した。

- ・ 一般社団法人日本鉄鋼連盟：「マスバランス法を適用したグリーンスチールに関するガイドライン」

- ・ 日本製鉄株式会社：「GHG排出削減プロジェクト計画書兼モニタリング・算定手順書（プロジェクト名称：広畑地区における電気炉導入および主原料転換）」、「マスバランス法を適用した鋼材販売手順」並びに「マスバランス法によりCO₂排出削減効果を任意の当社製品へ付与し販売する際の手順書」

4. 会社の責任

会社は、適用基準に準拠して、SMP製法から電炉製法への転換プロジェクトに伴うGHG排出削減量を算定する責任及びマスバランス法を活用した当該GHG排出削減量のNSCarbolex® Neutral製品への割当を行う責任を負う。

5. 当社の独立性と品質管理

当社は、ISO 17029:2019「適合性評価—妥当性確認機関及び検証機関に対する一般原則及び要求事項」に従い、品質管理を確保するためのマネジメントシステムを確立している。本保証業務の実施にあたっては、ISO 17029:2019が求める独立性をはじめとする基本原則を遵守した。

6. 当社の責任

当社の責任は、当社が実施した手続き及び入手した証拠に基づいて、保証対象に対する限定的保証の結論を表明することにある。当社は、国際保証業務基準（ISAE）第3000号（以下「ISAE 3000」という）「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」及びISO 14064-3:2019「温室効果ガス-第3部：温室効果ガスに関する声明書の妥当性確認及び検証のための仕様並びに手引」に準拠して、限定的保証業務を行った。

当社の保証業務は、本社及び広畑地区における、従業員へのインタビュー、製造に関わるプロセスの観察、適用基準の評価、保証対象に係る情報の分析・検討、保証の基礎となる記録と元データとの照合及び確認などによって実施した。

保証業務に携わったチームは、必要な知識、経験、資格などにより選任した専門家や実務者から構成されており、ISO 14001認証、GHG排出量検証の主任審査員を含んでいる。

ISAE3000で定義されているように、限定的保証業務で実施する手続き、実施時期及び範囲は、合理的保証業務で必要とされるものと比べて限られている。よって、限定的保証業務は有意であると判断する保証の水準を得るものであるものの、合理的保証業務ほど高い水準の保証を与えるものではない。

以上